

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

（ 公 印 省 略 ）

農薬類の分類の見直しについて

農薬類については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号。以下「局長通知」という。）により、水道法（昭和32年法律第177号）第4条の規定に基づく水質基準を補完する水質管理目標設定項目に位置づけられている。測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものとされており、検出状況、使用量等を勘案して、浄水で検出される可能性の高い農薬を局長通知別添2に対象農薬リストとして示してきた。また、対象農薬リストに掲げられていない農薬類についても、国内推定出荷量が一定以上であるもの等については、第2候補群又は第3候補群に分類して、目標値の見直し及び検出状況の実態把握を行ってきた。

今般、農薬類の検出状況や出荷量、許容一日摂取量の見直し状況等を踏まえて検出のおそれについて改めて検討した結果に基づいて、新たな農薬を追加したうえで農薬類の分類を見直したところである。

農薬類の分類の見直しの趣旨及び関係通知の改正は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしくご配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する技術的助言であること、また、厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関に対して別途通知していることを申し添える。

記

第1 農薬類の分類の見直し

1. 検討の対象とした農薬類

対象農薬リストに掲載されていた第1候補群の農薬類、第2候補群及び第3候補群の農薬類のほか、近年における国内推定出荷量が多い等の農薬類を検討の対象とした。

2. 農薬類の新たな分類区分

水道原水から検出される可能性の大きさから、次のとおり分類を見直した。

① 水質基準農薬類

従前の対象農薬リスト掲載農薬類であって、その浄水における検出状況から、最近3ヵ年継続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する、又は最近5ヵ年の間に目標値超過地点が1地点以上存在するもの

② 対象農薬リスト掲載農薬類

目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや、検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの

③ 要検討農薬類

対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努めるもの（目標値が未設定であるが、既存の許容一日摂取量を用いて算定される評価値の1%を超えて検出されるおそれがあるものを含む）

④ その他農薬類

対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの

⑤ 除外農薬類

従前の対象農薬リストに掲載されていた農薬類であって、過年度の測定結果、出荷状況等から目標値の1%を超えて検出される蓋然性がないものとして、対象農薬リストから除外したもの

3. 測定を行う農薬の選定

今般の見直しにあたっては、全国を10ブロックに分け、都道府県別の出荷量や水田使用量の推計値をもとに、いずれか1つのブロックにおいて検出されるおそれの有無を判定し、その結果に基づいて分類した。そのため、対象農薬リストには、地域によっては検出のおそれが小さい農薬が含まれている一方で、対象農薬リストに掲載されていない農薬であっても、散布直後に降雨によって流出した場合等には、散布地域の直下では検出されるおそれがあることから、おそれの程度に応じて要検討農薬類及びその他農薬類の分類区分を設けたものである。

したがって、測定を行う農薬は、対象農薬リストを参考としつつ、水道水源流域で使用されている農薬の種類や散布時期等の把握に努め、その結果に基づいて取捨選択して選定するものとし、比較的高濃度で検出されるおそれのある地点及び時期に測定するよう留意されたい。

4. 検査方法

（1）標準検査法の設定

従前の対象農薬リストに掲載されていた農薬類については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付健水発第1010001号）別添4に標準的な検査方法（以下「標準検査法」という。）

を設定しているところである。

今般新たに対象農薬リストに掲載された農薬類についても、一斉分析法を基本として、標準検査法を設定することとしている。また、要検討農薬類及びその他農薬類のうち、対象農薬リスト掲載農薬類との一斉分析が可能なものについても、標準的な検査方法を設定する予定である。

(2) 標準検査法の追加

今般新たに対象農薬リストに掲載された農薬類を対象とする標準的な検査法として、固相抽出—GC—MS法及びLC—MS法による一斉分析法を設定した。

設定にあたっては、複数の審査機関により、平成 24 年 9 月に策定・周知した「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく妥当性評価を行い、一定の妥当性が確認された添加濃度に基づいて定量下限を定めた。また、審査機関の多くで妥当性評価の目標に適合しなかった農薬についても、検出状況の把握を優先する観点から、一斉分析法の対象農薬とした。

上述の一斉分析法の導入にあたっては、以上を踏まえて各検査実施機関における妥当性評価を行うこと。

(3) 標準検査法が設定されていない農薬類の検査

標準検査法が設定されていない農薬類の検査は、各検査実施機関においてガイドラインに基づく妥当性評価を行った検査方法により行うこと。

5. その他の見直し

今般の見直しでは、食品安全委員会による食品健康影響評価が行われていない農薬についても、他の機関による安全性評価結果を可能な限り参照し、目標値及び評価値の見直しを行った。また、農薬の名称については、食品残留農薬基準や水質汚濁農薬登録保留基準等で用いられている名称を用いることを基本として見直しを行った。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号) の一部改正について

別紙 1 新旧対照表のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日より適用すること。

2. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成 4 年 12 月 21 日付衛水第 270 号) の一部改正について

別紙 2 新旧対照表のとおり改正し、平成 25 年 4 月 1 日より適用すること。